

## 市立動物園における次期指定管理者の選定方法等について

市立動物園については、現在、指定管理者制度（第2期）により運営をしています。

平成28年度から開始される第3期指定管理者の選定方法について、飼育技術の専門性や人材育成の観点等から、管理者を非公募とし、期間を10年とする方向に進めたいと考えており、今後、第4回市会定例会で、横浜市動物園条例を改正することについて、議論いただく予定ですので御報告します。

### 1 管理運営の経緯

年度	よこはま動物園	野毛山動物園	金沢動物園
H11～ H17	開園 業務委託 (横浜市緑の協会)	直営	直営
H18～ H19	第1期 指定管理 <公募・5年>(横浜市緑の協会)		
H20～ H22	<非公募・3年>(横浜市緑の協会) [非公募の理由]・3動物園の一元管理		
H23～ H27	第2期 指定管理 <非公募・5年>(横浜市緑の協会) [非公募の理由]・飼育技術の専門性 ・飼育の継続性・安定性 ・横浜市動物園施策への協力		
H28～ H37	第3期 指定管理 今回(案) <非公募・10年>		

### 2 第3期の選定方法の考え方

#### (1) 非公募の考え方

飼育技術の専門性  
 飼育の継続性・安定性  
 横浜市動物園施策への協力  
 国内外の動物園等との動物交換や  
 繁殖契約を行うための信頼関係  
 公益的な運営(環境教育・調査研究)

#### 横浜市指定管理者制度 運用ガイドラインの考え方

本市の指定管理者の選定にあたっては、原則公募としています。  
 ただし、極めて高度の専門性を要する場合等については、「非公募」による選定とすることも可能とされています。

#### (2) 指定期間10年の考え方

飼育技術の蓄積と動物の繁殖  
 専門技術を担う人材の育成と雇用の安定  
 長期的視点での計画と運営

本市の指定管理の指定期間については、5年を標準としています。  
 ただし、指定管理者の変更等の頻繁な実施が、施設の設置目的の達成に重大な影響を与えることが明白である場合等については、最長10年間で認められています。

常に運営改善を促す取組

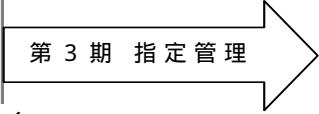
指定期間が10年であっても、モニタリングや事業評価等により、不断の市民サービスの向上や効率的な管理運営を促してまいります。

### 3 今後の予定

#### (1) 動物園条例の改正

横浜市動物園条例では指定管理者の指定について、特別な事情がある場合を除き公募としていますが、本市動物園の特性や指定管理者の実績の評価・検証に基づき、選定方法（公募・非公募）を決定できるよう、条例の改正を検討します。

#### (2) スケジュール

25年度	26年度	27年度	28年度
	第4回市会（条例改正の審議） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">             ・指定管理料積算              ・応募要項作成           </div>	応募要項公表 選定委員会 （指定管理候補者の選定等） 市会 （指定管理候補者の審議）	<div style="text-align: center;">  </div>

#### < 参考 >

##### 運営体制についての外部有識者の意見

横浜市立動物園のあり方懇談会（平成 16～17 年度）

- ・横浜市の3園体制（規模、数、立地）は、都市格に見合っている。
- ・3園の業務連携のため直営を廃止、運営の一元化

横浜市立動物園にふさわしい運営体制検討会（平成 23～24 年度）

- ・専門技術の蓄積と人材育成の継続、雇用の安定が重要
- ・長期的視野での運営が必要